

浪江町過疎地域持続的発展計画

令和3年9月

福島県 浪江町

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	14
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18
(3) 事業計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
3 産業の振興	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	24
(3) 事業計画	27
(4) 産業振興促進事項	28
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
4 地域における情報化	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 事業計画	30
5 交通施設の整備、交通手段の確保	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
6 生活環境の整備	35
(1) 現況と問題点	35

(2) その対策	37
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	42
(3) 事業計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
8 医療の確保	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 事業計画	45
9 教育の振興	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	47
(3) 事業計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
10 集落の整備	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 事業計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
11 地域文化の振興等	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 事業計画	50
12 再生可能エネルギー利用の推進	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 事業計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
[再掲]事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	53

(1) 町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 位置・地勢

本町は、福島県の最東端、浜通りの中央部、双葉郡の北部に位置し、東は太平洋に面し、北は南相馬市、飯館村、南は双葉町、大熊町、西は川俣町、葛尾村、二本松市、田村市に接し、県庁所在地である福島市までは約75kmの移動距離にある。

町の面積は、東西約32km、南北約22kmに広がる223.14km²で、双葉郡8町村の中で最も大きく、福島県の面積（13,783.90km²）の約1.62%にあたる。

西方の阿武隈高地は、双葉郡、田村郡、安達郡の境界をなす日山（約1,057m）、白馬石山（約821m）、高太石山（約863m）が連なっている。山間部に位置する津島地区の標高は約415m（下津島付近）と高い。

阿武隈高地に水源を持ち、町の北を請戸川、南を高瀬川が東流、幾世橋で合流して、太平洋に注ぐ。

本町は、海岸、山麓、山間の地からなり気候も一様ではないが、一般的には東日本型海洋性の太平洋沿岸特有の気候で、黒潮の影響により比較的温暖であり、夏は高温多湿で、冬は北西の季節風が吹いて晴天が多く、山間部を除き積雪はほとんどない。年間の降水量はおおよそ1,500mm程度で、自然環境に恵まれている。

このような自然環境のもと、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）以前は、津島地区の山村、東に下って、室原、大堀地区等以東の肥沃な水田を擁する農村地帯、河口に漁港をもつ請戸の漁村、それに交通の要衝である中心部は商業という生活空間で人々は生活していた。

(イ) 歴史

本町の歴史は酒田の「酒田原遺跡」の旧石器時代に始まり、縄文、弥生、古墳、奈良、平安時代の遺跡も多数発掘されている。

中世は標葉氏の所領であったが、相馬氏との権力争いが頻繁に繰り広げられ

る。明応元年（1492年）に標葉氏が滅ぼされ、以後相馬氏によって支配される。

江戸時代には、相馬領大堀村で陶器生産が盛んになり、相馬藩の保護のもとで発展した。また、現在の本町の中心市街地に位置する権現堂地区は「高野宿」と呼ばれ宿場町を形成しており、東西に細長い街並みであった。しかし、安政6年（1859年）、西からの強風にあおられた大火災が発生し、高野宿はほぼ全焼し、翌年に街並みは抜本的に変更され、南北に長い新町通りの建設が防火思想を結集して開始された。諸説あるが、この大火の頃から「高野宿」に変わり「浪江」という名称が定着したといわれている。

明治22年には、町村制が施行された際に、小村を統合して現在の本町の前身である6村（浪江村・幾世橋村・請戸村・大堀村・苧野村・津島村）が誕生した。明治31年に浪江駅が開業し、明治33年に浪江村は町に昇格した。

その後、昭和28年に施行された「町村合併促進法」により、本町は同年に幾世橋村・請戸村と合併、さらに昭和31年に大堀村・苧野村・津島村と合併し、現在の本町が形成された。

(ウ) 社会的条件

本町を縦断する幹線として、町の東部を常磐自動車道、J R常磐線、国道6号が首都圏と仙台方面を結んでいる。

一方、町を横断する幹線として、浜通りと中通りをつなぐ国道114号は、幾世橋の市街地の国道6号から分岐し、請戸川に沿って西に向かい、川俣町を經由して福島市に至る。国道114号は一部狭隘な単線区間があり、現在改良が進められている。さらに、国道114号沿線の室原に常磐自動車道浪江ICが設置されるなど、主要高速道路へのアクセスも強化されている。

また、国道6号と国道114号の交差点には町役場及び交流・情報発信の拠点である道の駅なみえが位置している。国道6号を補完する道路として、町の西部に県道相馬浪江線、いわき浪江線、東部に県道広野小高線が縦断している。県道広野小高線は改良工事が進んでおり、沿線に整備されている棚塩産業団地へのアクセス向上が期待されている。

(エ) 経済的条件

本町では、基幹産業の農業や漁業は原発事故による放射能汚染により甚大な被害を受けたほか、地域の主要な雇用先であった原発の廃炉、町内主要企業の移転など、町内の産業は非常に厳しい状況になっている。

原発事故以前の状況を見ると、第一次産業は、農業と漁業が主であった。農業は、農家数、就業者数が減少傾向にあるとはいえ、依然として本町の基幹産業であり、主要作物は米を中心として、野菜、果樹、畜産などを組み合わせた経営形態を成していた。また、農業は、兼業化、複合化及び大規模化が進んでいた。

漁業は、浜通り有数の請戸漁港を拠点とした沿岸漁業が行われ、主に、ヒラメやカレイなど高級魚の活魚・鮮魚を大都市圏へ出荷しており、比較的恵まれた漁業環境であるものの、沿岸漁業資源の減少、輸入水産物の増大に伴う漁価の低迷と漁業所得の伸び悩み、漁業者の高齢化と後継者の不足等取り巻く環境は厳しさを増していた。

第二次産業は、原発事故以前にはエスエス製薬(株)福島工場、浪江日立化成工業(株)、浪江日本ブレーキ工業(株)などがあったものの、多くの地元中小企業は長期間にわたる景気低迷により、厳しい経営環境に置かれていた。

第三次産業は、原発事故以前には比較的地元購買率が高く、周辺町村から買い物や飲食に訪れるなど、広域圏域において隣接町村の日常生活の中心的役割を果たしていたものの、郊外型の中・大型店舗の増加等により地元小売店舗等を取り巻く商業環境は厳しい状況であった。

イ 過疎の状況

本町の人口の推移を国勢調査の実施年でみると、昭和35年調査で2万5千人を超えていた人口総数がその後減少傾向を示し、昭和50年・55年・60年調査では一時回復したものの、その後再び減少傾向となり、平成22年調査では人口総数が2万1千人を下回った。

さらに本町は、原発事故により全町避難を余儀なくされ、平成27年調査では0人となった。この結果、平成29年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域となった。

平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除されたが、未だに帰還困難区域の避難指示は解除されていない。

ウ 社会経済発展の方向

ふるさとの再生のため、しっかりとした産業の振興・誘致を進め、町内で若者から高齢者まで活躍できる雇用の場を確立していく。

農業については、町内全域の農地を再生し、様々な農業で生活できる環境をつくる。そのため、農業者の自主的取組と行政的支援が一体となって営農再開を図る。

さらに、農業関連施設等の整備・充実や農地の集約化・大規模化により、畜産・酪農を含む農業の再生を促進する。また、花卉の施設園芸等による産地化に向けた複合農業への転換等新たな営農形態に挑戦しやすい環境をつくる。

水産業については、町の豊かな海と川を再生し、安全・安心な漁業を再生する。そのため、請戸漁港で水揚げされた魚介類の安心・安全の情報発信に取り組む。内水面漁業では施設復旧等の支援を行い、漁業者と行政が一体となって漁業の再開を図る。

商工業については、町内での再開・新規参入がしやすい活気ある環境をつくる。そのため、事業再開や新規参入に向け、関係機関と連携した相談体制の構築や支援策の情報発信等の環境を整える。また、既に町外で事業再開した場合に町内へ再移転を希望する商工業者への支援策を、国・県とともに整備する。さらに、事業再開や起業する際に必要となる設備投資等に活用できる国・県の補助金の継続を求めるとともに、町独自の営業支援を行う。

新たな産業については、産業団地の整備を進めるとともに、福島イノベーション・コースト構想の関連分野であるロボット、再生可能エネルギー（風力・太陽光発電等）、水素・蓄電池等の先端的な産業や地域課題に則した産業（高齢化社会に対応した福祉・介護産業、環境に配慮したリサイクル産業等）を積極的に誘致し、次世代に引き継ぐ魅力ある雇用の場をつくる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本町は、原発事故により全町避難を余儀なくされ、平成27年国勢調査では人口が0人となった。

原発事故以前においては、昭和35年と平成22年を比較すると、人口は17.2%減少している。高齢者（65歳以上）人口は255.2%増加しているが、生産年齢人口（15歳～64歳）のうち、特に若年者人口（15歳～29歳）においては45.5%の減少という極めて厳しい減少率を示しており、人口減少と少子高齢化が同時に顕在化したことが伺える。

原発事故後、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除されたものの、令和3年4月1日現在の居住人口は1,628人となっている。

本町は、平成28年3月に策定した「浪江町人口ビジョン」を踏まえ、令和2年3月に「浪江町総合戦略（第2期）」を策定し、雇用、定住、子育て、協働のまちづく

りの4つを基本とした施策の展開を図り、2035年までに人口8,000人を目標としている。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	25,234	23,024	△8.8%	21,375	△7.2%	21,523	0.7%
0歳～14歳	9,647	7,745	△19.7%	5,921	△23.6%	5,161	△12.8%
15歳～64歳	14,025	13,667	△2.6%	13,687	0.1%	14,249	4.1%
うち15歳～ 29歳(a)	5,264	4,658	△11.5%	4,657	0.0%	4,774	2.5%
65歳以上(b)	1,562	1,612	3.2%	1,767	9.6%	2,106	19.2%
若年者比率 [(a)/総数]	20.9%	20.2%	—	21.8%	—	22.2%	—
高齢者比率 [(b)/総数]	6.2%	7.0%	—	8.3%	—	9.8%	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	22,601	5.0%	23,595	4.4%	23,515	△0.3%	23,245	△1.1%
0歳～14歳	5,248	1.7%	5,563	6.0%	5,083	△8.6%	4,489	△11.7%
15歳～64歳	14,858	4.3%	15,039	1.2%	14,882	△1.0%	14,420	△3.1%
うち15歳～ 29歳(a)	4,538	△4.9%	4,097	△9.7%	3,798	△7.3%	3,738	△1.6%
65歳以上(b)	2,495	18.5%	2,993	20.0%	3,550	18.6%	4,336	22.1%
若年者比率 [(a)/総数]	20.1%	—	17.4%	—	16.2%	—	16.1%	—
高齢者比率 [(b)/総数]	11.0%	—	12.7%	—	15.1%	—	18.7%	—

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	22,527	△3.1%	21,615	△4.0%	20,905	△3.3%	0	△100.0%
0歳～14歳	3,703	△17.5%	3,123	△15.7%	2,719	△12.9%	0	△100.0%
15歳～64歳	13,912	△3.5%	13,278	△4.6%	12,550	△5.5%	0	△100.0%
うち15歳～ 29歳(a)	3,686	△1.4%	3,293	△10.7%	2,870	△12.8%	0	△100.0%
65歳以上(b)	4,912	13.3%	5,203	5.9%	5,548	6.6%	0	△100.0%
若年者比率 [(a)/総数]	16.4%	—	15.2%	—	13.7%	—	—	—
高齢者比率 [(b)/総数]	21.8%	—	24.1%	—	26.5%	—	—	—

※総数には年齢不詳を含んでいる。

表1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(単位：人)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	23,379	—	22,667	—	△3.0%	21,551	—	△4.9%
男	11,464	49.0%	11,113	49.0%	△3.1%	10,579	49.1%	△4.8%
女	11,915	51.0%	11,554	51.0%	△3.0%	10,972	50.9%	△5.0%

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	19,225	—	△10.8%	18,936	—	△1.5%	
男 (外国人住民除く)	9,403	48.9%	△11.1%	9,232	48.8%	△1.8%	
女 (外国人住民除く)	9,822	51.1%	△10.5%	9,704	51.2%	△1.2%	
参 考	男 (外国人住民)	6	—	—	5	—	—
	女 (外国人住民)	44	—	—	41	—	—

区 分	平成29年3月31日			平成30年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	18,263	—	△3.6%	17,853	—	△2.2%
男 (外国人住民除く)	8,902	48.7%	△3.6%	8,716	48.8%	△2.1%
女 (外国人住民除く)	9,361	51.3%	△3.5%	9,137	51.2%	△2.4%
参 考	男 (外国人住民)	4	—	—	2	—
	女 (外国人住民)	42	—	—	41	—

表1-1(3) 人口の見通し

(単位：人)

区 分	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
年 少 人 口	1,853	1,631	1,432	1,255	1,072	918
生産年齢人口	8,776	7,909	7,177	6,370	5,586	4,790
老 年 人 口	6,853	6,768	6,469	6,164	5,799	5,473
総 数	17,482	16,308	15,078	13,789	12,457	11,181

区 分	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
年 少 人 口	790	677
生産年齢人口	4,142	3,609
老 年 人 口	5,073	4,624
総 数	10,005	8,910

※平成22年以前の状況における人口推計

イ 産業

本町の基幹産業である農業を中心とした第一次産業においては、就業人口比率はもとより実数でも減少を続けている。昭和35年以降総じて増加傾向で推移してきた第二次産業の就業人口比率においても、平成12年以降は減少に転じている。第三

次産業就業人口比率は、昭和40年以降一貫して増加しており、平成17年の国勢調査では過半数を占める結果となった。

表1-1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(単位：人)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	11,270	10,283	△8.8%	10,754	4.6%	10,704	△0.5%
第一次産業 就業人口比率	60.2%	56.7%	－	48.3%	－	37.8%	－
第二次産業 就業人口比率	15.2%	15.9%	－	21.1%	－	28.1%	－
第三次産業 就業人口比率	24.6%	27.4%	－	30.6%	－	33.9%	－

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	11,399	6.5%	11,551	1.3%	11,601	0.4%	11,473	△1.1%
第一次産業 就業人口比率	27.3%	－	23.5%	－	18.2%	－	14.1%	－
第二次産業 就業人口比率	35.0%	－	34.5%	－	39.7%	－	41.2%	－
第三次産業 就業人口比率	37.6%	－	41.9%	－	42.0%	－	44.7%	－

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	11,115	△3.1%	10,364	△6.8%	9,849	△5.0%	0	△100.0%
第一次産業 就業人口比率	12.1%	－	10.3%	－	8.9%	－	－	－
第二次産業 就業人口比率	39.4%	－	34.1%	－	32.2%	－	－	－
第三次産業 就業人口比率	48.4%	－	55.5%	－	56.7%	－	－	－

※総数には分類不能の産業を含んでいる。

(3) 行財政の状況

ア 行財政

本町では、町民と行政が協働してまちづくりを進め、町民に分かりやすい開かれた行財政運営を図るため、平成18年3月に「第4次浪江町行政改革大綱」を定めた。さらに、その具体的な取組を集中的に実施するため、同年6月に「浪江町行政改革集中改革プラン」を策定し、各年次における達成目標を明確にした上で、計画性を持った行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、職員の定員管理、財政の健全化などに努めてきた。

特に、東日本大震災及び原発事故以降については、復興のため多様化及び増大の一途をたどる行政課題に対し、的確かつ迅速に対応すべく、組織の見直しと人員の増強を進めてきた。

財政状況は、東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興関連事業の本格化などにより予算規模が拡大しており、令和2年度決算の歳出総額は平成22年度と比較して4倍を越える規模となっている。一方その財源は、財政力指数が0.41と、国・県支出金、普通交付税及び震災復興特別交付税に依存している。また、主要な財源である町税等の自主財源が見込めない状況であることなどから、経常収支比率も97.8%に上るなど、硬直化した財政構造となっている。

本町の復興は未だ道半ばであり、町民の生活再建支援、町内の生活環境の整備、道路や義務教育施設、福祉施設等社会資本の整備、農林水産業の再生、新たな産業の創出、放射線対策を含む町民の健康維持、広域的に避難している町民の支援など、引き続き大規模かつ広範にわたる事業展開が求められ、それらを実現するための財源確保が重要な課題となっている。

一方、福島再生加速化交付金をはじめとする復興関連の国・県支出金、普通交付税の特例措置、震災復興特別交付税などの今後の見通しは不透明であり、大幅な財源不足となる恐れがある。このため、本町では経常経費の抑制に努めつつ、令和元年度から町税の減免基準を変更するなど、自主財源の確保に努めている。

今後の事業実施にあたっては、引き続き自主財源の確保を図るとともに、国・県支出金を積極的に活用し、行財政の徹底した効率化を進めながら、限られた財源の効果的な配分により健全財政を目指す。

また、町民が帰還できる環境を整備しつつ、基幹産業である農業をはじめ地場産業の振興を促し、町民所得の向上を図るとともに、行政運営の根幹である町税等の

自主財源を確保し、財源の重点配分、民間活力の導入促進を図りながら、健全な財政運営に努める。

イ 公共施設等の整備状況

町道については、改良率が令和3年度末で32.0%と低く、狭隘な路線が数多くある。自動車が主な交通手段である本町の町民にとって、いずれの路線も生活道路となっていることから、今後も町道の整備は必要不可欠である。

水道事業は、昭和38年の給水開始以来、4回の拡張事業により多額の設備投資を行っている。年々老朽化する水道施設の更新については多額の費用が必要なことから、健全経営を維持しつつ、計画的な更新が必要である。

また、公共施設等（本町が保有する公共施設、道路、橋梁、上下水道等の全てのインフラ資産をいう。以下同じ。）の一部についても、老朽化した施設があることから、計画的な整備が必要である。

なお、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、平成29年3月に浪江町公共施設等総合管理計画を策定した。

表1-2 (1) 市町村の財政の状況

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額(千円) A	9,002,058	7,404,676	9,486,864	14,911,249
一般財源(千円)	6,150,066	5,025,975	4,982,375	5,988,286
国庫支出金(千円)	383,744	203,887	2,315,102	5,221,898
県支出金(千円)	514,756	481,094	639,399	1,786,777
地方債(千円)	360,100	610,000	491,691	391,470
うち過疎債(千円)	0	0	0	0
その他(千円)	1,593,392	1,083,720	1,058,297	1,522,818
歳出総額(千円) B	8,720,729	7,203,533	8,832,208	13,979,761
義務的経費(千円)	3,296,464	2,856,972	2,795,245	2,859,903
投資的経費(千円)	2,057,038	1,180,772	2,376,850	246,785
うち普通建設事業(千円)	1,994,627	1,166,333	2,375,677	220,194
その他(千円)	3,367,227	3,165,789	3,660,113	10,873,073
過疎対策事業費(千円)	0	0	0	0
歳入歳出差引額(千円)C(A-B)	281,329	201,143	654,656	931,488
翌年度へ繰越すべき財源(千円)D	73,456	21,668	597,801	354,138
実質収支(千円) C-D	207,873	179,475	56,855	577,350
財政力指数	0.38	0.44	0.45	0.39
公債費負担比率(%)	17.3	13.0	9.1	9.4
実質公債費比率(%)	-	19.5	16.5	14.5
起債制限比率(%)	9.1	9.9	-	-
経常収支比率(%)	73.8	80.3	80.2	95.8
将来負担比率(%)	-	-	93.2	-
地方債現在高(千円)	7,509,032	7,008,970	6,089,684	5,403,435

区 分	平成27年度	平成29年度	令和元年度
歳入総額(千円) A	14,052,335	47,963,507	38,686,565
一般財源(千円)	6,686,152	11,662,386	8,580,734
国庫支出金(千円)	3,357,218	23,688,477	13,560,260
県支出金(千円)	1,009,205	1,609,754	2,393,847
地方債(千円)	0	0	3,400
うち過疎債(千円)	0	0	0
その他(千円)	2,999,760	11,002,890	14,148,324
歳出総額(千円) B	13,386,309	45,817,463	36,440,490
義務的経費(千円)	2,730,493	30,039,125	2,554,491
投資的経費(千円)	2,753,018	9,150,992	12,558,278
うち普通建設事業(千円)	2,384,290	8,676,445	12,409,248
その他(千円)	7,902,798	6,627,346	21,327,721
過疎対策事業費(千円)	0	0	0
歳入歳出差引額(千円)C(A-B)	666,026	2,146,044	2,246,075
翌年度へ繰越すべき財源(千円)D	226,686	728,228	1,166,016
実質収支(千円) C-D	439,340	1,417,816	1,080,059
財政力指数	0.39	0.45	0.41
公債費負担比率(%)	7.4	4.2	3.4
実質公債費比率(%)	10.1	8.1	6.8
起債制限比率(%)	-	-	-
経常収支比率(%)	95.5	99.8	97.8
将来負担比率(%)	-	-	-
地方債現在高(千円)	4,249,624	3,181,628	2,335,375

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
町 道					
改良率(%)	—	—	19.3	26.1	—
舗装率(%)	—	—	43.3	52.0	—
農 道					
延長(m)	—	—	93,336	93,336	5,565
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	3.7	3.4	—
林 道					
延長(m)	—	—	89,385	91,889	28,460
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	16.4	17.5	—
水道普及率(%)	48.8	69.0	80.8	89.3	—
水洗化率(%)	—	—	—	61.3%	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	—	—	—	7.5	—

区 分	平成25年度末	平成27年度末	平成29年度末	令和元年度末
町 道				
改良率(%)	32.1	32.1	32.2	32.0
舗装率(%)	59.6	59.6	61.1	61.8
農 道				
延長(m)	5,560	5,560	5,560	8,973
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	—
林 道				
延長(m)	28,461	28,461	28,461	28,461
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—	—
水道普及率(%)	—	—	—	—
水洗化率(%)	—	—	—	43.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	—	—	0.0	0.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

浪江町復興計画【第三次】における復興の基本方針に基づき、地域の持続的発展を図る。

ア 夢と希望のある産業と仕事づくり

先人から受け継いできた農山漁村の風景を再生するとともに、生産者が自信と誇りをもって働ける環境づくりにより、農林水産業が盛んなまちを目指す。

福島イノベーション・コースト構想と連携しながら、新たな産業と雇用の創出を

図るとともに、商工業の振興や観光交流の推進を図り、活気とにぎわいのあるまちを目指す。

イ 未来を担う人づくり

出産・子育て支援の充実や、豊かな学びの環境づくりにより、子どもたちの明るい笑顔のあふれるまちを目指す。

芸術や文化に触れあえる機会の創出や、スポーツに親しめる環境づくりにより、生きがいを持って暮らせるまちを目指す。

被災の記憶と教訓を次の世代や世界に向けて発信し、復興を通じた交流が盛んなまちを目指す。

ウ 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、全ての町民が生活できる環境の再生を目指す。

上下水道や道路などのインフラ整備を推進するとともに、まちの顔である浪江駅周辺を核とした中心市街地整備を推進し、快適で利便性の高いまちを目指す。

震災から得た教訓を生かした防災体制の強化や、警察署や消防署等の関係機関との連携を推進し、安全に暮らせるまちを目指す。

再生可能エネルギーや水素などの新エネルギーの導入、効率よくエネルギーや資源を活用する取組を推進することにより、原子力に依存せず二酸化炭素排出量実質ゼロの環境にやさしいまちを目指す。

エ 健康と福祉のまちづくり

総合的な保健サービスの提供や、地域医療体制の充実に努めることにより、心身ともに健康で元気なまちを目指す。

介護・福祉サービスの充実に努めることにより、高齢者や障がいのある人を含め、全ての町民がふれあい、支えあい、地域社会の中で安心して活動できる、思いやりがあふれるまちを目指す。

放射線による健康上の不安解消に努めることにより、安心して暮らせるまちを目指す。

オ 絆の維持と持続可能なまちづくり

生活再建の支援の継続や、まちとの絆づくり、復興の様子等の情報発信に努めることにより、町民との絆を大切にすまちを目指す。

本町への興味関心からはじまり、交流や体験を通して、移住・定住の取組を推進

し、町内の居住人口が増加していくまち、住んでみたいまちを目指す。

行政区等コミュニティ団体の活動の活性化を図るとともに、行政と町民が協働でまちづくりを推進し、町民が主役となるまちを目指す。

効率的な行政運営と財源の確保に取り組むことにより、浪江町復興計画【第三次】及び本計画を着実に前進させ、将来にわたり持続可能なまちを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

目標項目	現状値 (令和2年)	目標値 (令和17年)
居住人口	1,554人	8,000人

イ 財政に関する目標

目標項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
経常収支比率	95.5%	90.5%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

浪江町復興計画【第三次】の進行管理に合わせた、P・D・C・Aサイクルによる効果的な年度ごとの進行管理を行う。町内での計画の評価を定期的を実施するほか、町民や有識者等を交えた組織での「協働」による進行管理に取り組む。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備については、浪江町公共施設等総合管理計画に定める「V.公共施設等マネジメントに関する基本方針について」で設定する3つの方針に基づき、公共施設等の適正配置、適正管理に取り組む。

ア 方針1 将来を見据えた公共施設の適正保有

今後の当町の人口や地域コミュニティの状況、および厳しい財政状況を踏まえ、多様化するニーズに対応できるサービス水準を確保しつつ、公共施設やインフラ資産の保有量の適正化を図る。そのためには、将来的に必要となる更新費用や維持管理コストを削減するとともに、必要とされる施設を保有し続ける体制を構築して

いく必要がある。その体制構築のための取り組みとして、以下の4点を掲げる。

(ア) 施設の縮小や統合、廃止の推進

当町における公共施設は、町民一人あたりの保有施設量から見ても震災以前から全国平均より多い状況となっていた。帰還後、この状況はさらに進んでいくことが予想される。しかしながら、保有量を全国平均とするために、機械的に廃止することは非常に困難であり、入念な議論や調査が必要となる。

必要な行政サービスの水準を維持しながら、総保有量を削減するために、施設が耐用年数を超えているもの、およびあと数年で更新時期を迎える施設の複合化を含めた統廃合の可能性を検討していく。なお、当町の公共施設については、震災による影響で長期間放置せざるを得ない状況にあるものがほとんどである。よって、まずは各公共施設の安全性の確保と荒廃状況の把握を目的とした建物調査を行い、使用できないと判断される施設については廃止・解体の手続きを行っていく。

(イ) 施設の新規整備の慎重な検討

新しい公共施設が設備されることは当町の発展や活性化に繋がることも多い反面、その後の維持管理や更新費用が嵩むことに直結する。今後は公共施設の新規整備については慎重に検討を行うとともに維持管理費用や更新費用縮減の工夫や施設整備後の転用や統合が行えるように整備するなど将来の利活用を念頭に入れながら整備を行っていく。また、町民のニーズに合わせた施設の使用目的の変更を検討するなど、既存施設の有効活用を推進していく。

(ウ) 民間への委託や近隣自治体施設の活用

近年、これまで自治体が主体となって提供してきた行政サービスの民間事業者への委託や広域連携による施設共用などの新しい公共サービス提供のあり方が模索されている。

民間事業者による十分なサービスを継続的に提供することができ、かつ、行政コストの削減が可能となる行政サービスや公共施設については、積極的な民間への委託を検討する。

また、近隣自治体施設の活用については、双葉郡内自治体をはじめとする近隣自治体との情報共有・協議を図り、施設の相互利用の可能性等について、広域での連携を模索していく。

(エ) まちづくりの方向性を踏まえた検討

将来を見据えた公共施設の適正保有を進めるにあたっては、まちづくりの方向性を踏まえた上で進めていく必要がある。

町内の各拠点・各地域に必要な機能を地域コミュニティの変化も考慮しながら、まちづくりに関する施策と連携して、公共施設の適正化を検討する。また、施設配置の変更は、施設利用者の利便性に影響を及ぼすため交通施策との連携や、災害時の避難所等への影響も考えられるため防災施策との連携も図っていく。

イ 方針2 効率的・効果的な施設運営

公共施設の管理運営においては、建替えや大規模改修などの更新費用とは別に光熱水費や人件費等のコストがかかる。したがって、保有し続ける施設については管理運営の効率化を図り、管理運営費用の削減を行う必要がある。

また、公共施設の効果的運営の観点から、管理運営方法を見直すことにより、安価で質の高い行政サービスを町民のニーズに即しながら提供していく必要がある。

そのため、以下のような取り組みを進めていく。

(ア) 経費の削減

公共施設の管理運営に係る光熱費や人件費などの費用削減のため、維持管理業務の委託や、エネルギーコスト削減などの検討を常に探っていく。また、借地料削減のために借地の買い上げも検討していく。

(イ) 収入の確保

今後、施設利用料を徴収していく公共施設については、収入確保の観点から、施設稼働率の向上に取り組むとともに、適正な利用料を設定することが重要である。

受益者負担の原則という視点に基づいて、定期的に利用実態や費用負担の状況を検証し、適正な受益者負担による利用料を設定し、その収入を確保するよう図る。なお、利用料の見直しの際には、町民との協議を実施し、見直しの検討を行っていく。

また、町での利活用が見込めない公共施設やインフラ資産については、売却・貸付による収入確保を検討していく。

(ウ) PPP手法の活用

民間活力の活用により、質の高い行政サービスを適切なコストでの提供するため、指定管理者制度やPFIなど、PPPの積極的な導入を検討する。また、地域と結びつきが強い施設については、地域自治組織等に施設運営を委ねるなど、

町民主体の維持管理を進めていく。

ウ 方針3 公共施設等の長寿命化と安全性確保

公共施設等の老朽化は、時間の経過とともに進行する避けることのできない問題である。老朽化が進むと公共施設の機能や安全性も低下し、結果として公共施設が利用できなくなることも想定される。したがって、老朽化対策、安全性確保を図るために適切なメンテナンスを適切なタイミングで行っていくことが必要である。

そのため、以下の2つの取り組みを実施する。

(ア) 継続的な点検・診断・メンテナンスの実施可能な体制の整備

「予防保全」の考え方から、帰還前の公共施設等の点検・診断実施による安全性の確保をはじめ、必要な点検・診断を継続的に行っていくとともに、点検・診断結果に基づき適切な修繕の実施可能な体制を整える必要がある。

また、点検・診断結果をデータベース化し、更新が必要と認められた施設については、利用状況や優先度を踏まえながら計画的な改善・更新等により、公共施設の維持継続を検討していく。

(イ) 長寿命化の推進

修繕が必要な状態になってから事後的に施設等の修繕及び更新を行う「事後保全」の考え方から、損傷が軽微である早期段階において施設等の修繕及び更新を行う「予防保全」の考え方へ転換することで、公共施設等を適切な状態に維持するとともに、施設の長寿命化を図ることができる。また、長寿命化により施設整備から更新までの期間を延ばすことで、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減も図ることができる。

本町において、今後、多くの公共施設等の更新時期が重なり、同時期に更新費用の負担が集中することが予想されているが、長寿命化を実施することで更新時期に時間的猶予が生まれ、費用負担の分散化が図れるという効果が望める。

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

福島県浜通り地域では福島イノベーション・コースト構想の下、産業集積の実現、教育・人材育成、生活環境の整備、交流人口の拡大等に向けた取り組みが進められている。

本町でも、福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）や福島ロボットテストフィールド浪江滑走路などの拠点施設が整備されているほか、産業団地への企業進出が進んでいる。

新たに創出された雇用を町への移住や定住に繋げていくため、町の魅力や移住・定住関連のイベント情報、仕事や住まいに関する情報などをきめ細やかに発信するとともに、交流・関係人口拡大に向けた取り組みを支援する。

イ 地域間交流の促進

令和3年3月に、交流・情報発信の拠点として「道の駅なみえ」がグランドオープンした。また、東日本大震災の爪痕を伝える「震災遺構浪江町立請戸小学校」や「福島県復興祈念公園」の整備が進められている。

都市住民との交流機会の拡大を図るため、これら施設を活用した体験型・参加型のイベントや教育旅行等を推進するなど、多様な交流を通じた地域の魅力づくりの取り組みを支援する。

ウ 地域を担う人材の確保・育成

持続可能な地域づくり及び地域活性化を促すため、移住者のコミュニティづくりを支える団体や、地域の魅力を伝え、コーディネーターの役割を担うキーパーソンの発掘・育成を進めるなど、移住者が地域に溶け込める環境づくりを行う。

地域おこし協力隊制度や地域の集落を訪問する若年層など、地域外の人を呼び込む取組や地域おこし協力隊員の活動を支援する。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

SNSや動画配信サービス等を活用し、町の魅力や暮らしの情報発信に取り組むとともに、移住・定住につづくステップ・階層に合わせたきめ細かな相談体制の強

化と、お試し住居、お試し就労、住宅取得支援等の支援制度により、本町への移住・定住を促進する。

イ 地域間の交流

多様なイベントの実施や支援を行うことにより、町内での交流機会の創出やふるさととつながる機会の維持に努めるとともに、復興を応援する自治体や団体と連携し、様々な機会を捉えて町をPRし、全国各地へ町の魅力を広める活動を行う。

周辺自治体や関係団体との連携を深め、被災地を学びの場とする広域的な視察周遊ルートを創設し、関係・交流人口の拡大を推進する。

水素社会の実現に向けて、カリフォルニア州ランカスター市と国際的な交流に取り組みとともに、外国語併記の案内板設置や外国語の観光パンフレットの配布等、訪日外国人の受入体制の充実を図る。

ウ 地域を担う人材の確保・育成

大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進する。

地域おこし協力隊や地域おこし企業人をはじめとした外部人材を引き続き活用し、町の重要な産業の担い手と育成に取り組む。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住定住	移住相談・チャレンジ拠点整備事業	浪江町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 移住定住	定住推進事業 ● 移住定住情報発信 ● お試し宿泊助成 ● Fターン移住支援補助 ● 移住者住宅取得補助 ● 移住者向け住宅支援	浪江町	
	● 地域間交流	復興情報発信PR事業 ● 町の復興状況・魅力発信	浪江町	
	● 人材育成	課題解決型地域活動支援事業 ● 地域サポーター運営 ● 地域おこし協力隊活動支援 ● 地域おこし企業人提案事業支援	浪江町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浪江町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町では、区域再編された平成25年度から、町内各所で作物の実証栽培を行っており、帰還困難区域を除く地域でほとんどの農作物の出荷制限が解除されている。

平成29年3月の一部地域の避難指示解除から徐々に営農再開が進んでおり、令和2年度は134.3haまで作付面積が回復したが、元来の町の営農面積約1,900haの1割未満にとどまっている。

平成29年度から2か年かけて実施した避難指示解除地区ごとの営農再開ビジョンづくりに係る意向調査では、多くの地区で再開予定者は10%前後という結果であった。

さらに、長期の避難により、農業施設等あらゆる資源の機能が低下し、農業再生には多くの課題が山積している。

また、有害鳥獣による被害が発生しており、その中でも特にイノシシによる食い荒らしなどの農作物被害は、東日本大震災後の生息域の拡大により、深刻な状況になっている。

イ 林業

林業を取り巻く情勢は、林業従事者の減少や高齢化により、良質な木材の生産・供給体制の維持が困難となり、森林の荒廃が進行している。

さらに、森林の荒廃は土砂災害の発生を招き、環境保全、災害防止及び水源涵養の機能確保が難しくなっている。

山林内には原発事故により放出された放射性物質が蓄積されているが、環境省による除染が行われなため、森林の放射線量は依然として高いままであり、多くの木材が搬出できない状況になっている。

ウ 水産業

請戸漁港は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けたものの、津波で被災した荷捌き施設、貯水・冷凍施設、船舶上架施設等水産共同利用施設が令和元年度に復旧し、令和2年4月より競りが再開している。請戸漁港で水揚げされた魚は「常磐もの」とブランド化されていたが、原発事故により操業の自粛を余儀なくされ

た。平成24年6月から試験操業が行われ、放射性物質のモニタリング検査を実施し、国の基準の100Bq/kgより厳しい自主基準を50Bq/kgと定め、出荷しているが、いまだに風評被害の影響は大きい。

一方、本町の水産業の一翼を担ってきた内水面漁業は、さけふ化施設等が津波や原発事故の被害を受け、さけふ化事業が中断したため、さけの遡上数は激減し、さけ資源の損失は大きい。

また、本町の水産業には、従来から高齢化や担い手不足の問題があったが、さらに原発事故による避難から帰町できない漁業者が多く、特に若手の担い手不足が深刻になっている。

エ 地場産業

(ア) 中小企業の活性化対策

本町は双葉地方北部の中心的な町であり、多くの中小企業が立地していた。原発事故により全町避難を強いられ、営業する事業所が一時ゼロとなったが、平成29年3月の一部地域の避難指示解除により、少しずつ町内での事業再開が図られている。

しかしながら、失われた商圈、従業員不足、回復していない物流の問題など、事業再開にあたって課題が山積しており、いまだ町内での事業再開を判断できない事業者が多い。

地域経済の基盤であった中小企業の再生・再開・発展を推進することは、生活利便性の向上、雇用の場の確保、地域コミュニティの再生等に寄与し、町民帰還や新たな居住人口の確保につながるため、国・県などの事業再開補助金のほか、町独自の事業再開支援策を講じている。

また、国指定の伝統的工芸品である大堀相馬焼は、多くの窯元が町外に分散避難しているため、その伝統的な技法の継承が課題である。

町として新製品の開発、技術の向上、後継者の育成、窯元間のネットワーク及び組合組織の体制強化を継続して支援していくことが必要である。

(イ) 特産品の開発

本町の魅力を国内外に発信する復興拠点として令和3年3月に「道の駅なみえ」がグランドオープンした。この施設を拠点として、町内で生産される農作物・花卉や請戸漁港水揚げの海産物などのブランド化・付加価値向上・販路拡大と併せて、各団体で取り組んでいる新たな特産品、特に6次化商品の開発について推進

していくことが必要である。

オ 企業の誘致対策

本町への企業立地に向けた取組として、首都圏での立地セミナーや企業へのアンケート調査の実施など、関係機関と連携して積極的な企業誘致活動を行ってきた。

令和3年5月末現在で、藤橋産業団地で4社操業済、北産業団地で1社操業予定、棚塩産業団地で2社操業・1社操業予定と企業立地が進んでいる。また、新たに令和3年年度中の一部供用開始に向け南産業団地の整備も進めている。今後も、企業誘致活動を継続し、若者の定住促進の観点から課題となっている地域の雇用創出と経済活性化に向けた取組を続けていく必要がある。

その他、「福島県企業誘致推進協議会」との情報交換、意見交換により企業と行政間の連携を図り、企業誘致や町内の雇用確保につなげる支援強化を図る必要がある。

カ 起業の促進

本町では、一部地域の避難指示解除後に事業活動が再開されているが、その再開状況については業種・業態により異なり、特に町民生活に密接に関連している小売店、理美容店、薬局などの再開が不十分な状況にある。

町としては、事業再開の支援に止まらず、別分野への業態展開や新事業・新分野に進出する事業者の支援に加えて、町内で新たに事業展開を考えている新規創業者に対しても、国・県・商工会等関係機関との連携により、様々な支援制度を活用しながら起業支援を行う必要がある。

キ 商工業

本町の中心市街地においては、長期間管理不能であったことにより荒廃が進んだ事務所や店舗などの解体が進み、空洞化が著しい状況にあるが、中心市街地を再生させるには、商圈の喪失、働き手不足、物流の崩壊、再建資金の調達など課題が山積している。

しかし、町の顔ともいえる駅前を基点とする中心市街地の再生こそが事業者はもとより多くの町民が望むものであり、本町が掲げる復興の姿である。そのため、地域住民、事業者、商工会などと連携し、具体的な取組を進めていくことが必要である。

また、事業者の経営基盤の安定強化については、商工会や各種団体との連携を図りながら事業者を取り巻く課題・問題点の抽出及びその対応策を検討し、必要な支

援策を講じる必要がある。

ク 観光

本町は阿武隈山系の稜線から太平洋沿岸まで東西に細長い地形であり、海・山・川を身近に感じることができる自然豊かな町である。

「請戸川リバーラインの桜並木」、「高瀬川渓谷の紅葉」、「津島五山」などの景勝地、「相馬野馬追祭」、「安波祭」、「裸参り」、「十日市祭」などの伝統的行事、「陶芸の杜おおぼり」での陶芸体験、「請戸川や高瀬川」でのさけやアユ釣り、「マリンパークなみえ」でのパークゴルフなどの体験型観光、さらには東北一の「泉田川さけやな場」やこれら観光客の滞在拠点となる「福島いこいの村なみえ」など、多くの観光資源を有していた。

しかしながら、東日本大震災及び原発事故により、建物の損壊や長期の立入不能による機能低下などで、いまだに再開できていない観光資源が多い。

そうした中、被災地だからこそ伝えることのできる経験や、防災の大切さを学べる防災教育を柱とする新たな観光振興策を構築する必要がある。

今後、本町と双葉町との町境周辺に「福島県復興祈念公園」、「東日本大震災・原子力災害伝承館」及び「震災遺構浪江町立請戸小学校」の整備が進められることから、防災教育・被災地視察などによる新たな交流人口の確保が期待されている。本町を通過点ではなく目的地として来訪者・宿泊者を増やすためには、交流・情報発信拠点の「道の駅なみえ」や滞在拠点である「福島いこいの村なみえ」の機能充実が必要である。

さらに、本町の観光の質を高め活性化を図るためには、地域資源の再生や新たな資源の発掘を行うとともに、既存の観光資源と有機的に結び付けるなど、新たな仕組みを創出していく必要があるため、関係団体との連携による「観光協会」の再生や近隣市町村との広域連携などが求められている。

(2) その対策

ア 農業

本町では、令和3年度から5か年での営農再開を目指した「第三次農業再生プログラム」に基づき、「担い手の確保・育成体制の整備」、「地域基盤の形成」、「生産・加工・販売を複合させた新たな経営」の3つの主要施策に取り組んでいく。その他、有害鳥獣対策については、浪江町有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲檻による駆除を継続していく。

(ア) 担い手の確保・育成体制の整備

公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）等関係機関と連携した農業経営支援や、農業系の教育機関と連携した新規就農者確保策の検討、農業法人の誘致や他業種からの参入促進、就農者育成支援と定住化推進に取り組んでいく。

(イ) 地域基盤の形成

各地区での農村環境維持管理の仕組みづくり、農地集積支援、ほ場整備事業に関する支援、省力化・効率化に対する支援、有害鳥獣対策の推進に取り組んでいく。

(ウ) 生産・加工・販売を複合させた新たな経営

多品目少量農業の推進、農産物加工品拡大支援、福島県高付加価値展開事業の推進、畜産業の再生に取り組んでいく。

イ 林業

ふくしま森林再生事業を活用し、荒廃した森林の間伐などを行うほか、放射性物質の流失対策などを行い、森林の再生に取り組む。

福島高度集成材製造センター（FLAM）を整備し、県産の木材を使用した高付加価値な集成材の製造に取り組むことで、県内の林業再生の加速化を図る。

ウ 水産業

請戸漁港で水揚げされた魚介類の安全と品質の良さを発信していくとともに、内水面漁業の再開についても漁協等関係機関と検討を進めていく。

さらに、収益性の高い漁業を目指すための支援や人材確保に努める。

エ 地場産業

(ア) 中小企業の活性化対策

事業再開にはそれぞれの事業者によって抱える課題が異なることから、国・県・商工会等関係機関との連携のもと、研修・相談会の拡充などの再開支援をきめ細かに行っていく。

また、事業再開後においても安定経営や事業拡大ができるよう、購買促進、PR活動、技術開発、情報交流などの支援を行う。

(イ) 特産品の開発

産学官の連携のもと、意欲的に新たな特産品開発に取り組む生産者や商工業者等に対し、販路拡大やPR活動などの支援を行う。

オ 企業の誘致対策

国、県及び関係機関との連携をさらに深めるとともに、県内外で行われるイベント等での積極的なPR活動やトップセールスを実施するなど企業誘致を推進する。

また、各種優遇制度を十分活用するとともに、企業等の即戦力となる人材の育成、確保を図るための支援を行う。

カ 起業の促進

国・県の起業支援制度の積極的な活用を促進するとともに、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）との連携により個別かつ専門的な起業相談支援を行う。

さらに、U・I・J ターンに伴う起業家に対しては、一般社団法人まちづくりなみえが行っている定住支援事業との連携を図り、生活面の課題解決と併せて起業支援を行う。

キ 商工業

中心市街地の再生については、商工会や各種団体との連携強化を図るとともに役割分担を明確にし、失われた商業の再生を進める。

また、商業者の経営基盤の安定強化については、商工会や各種団体との連携により、事業再開や安定的な事業運営に必要な施策の構築を進めるとともに、担い手や人員不足解消のための合同就職面接会や販路確保・事業協力など他事業者とのマッチングイベントの開催などを関係機関の協力のもとに進めていく。

ク 観光

東日本大震災及び原発事故により利用不能になっていた観光施設や休止していた伝統行事について、関係団体と連携しながら機能回復や伝統行事の再開を進めていく。

「道の駅なみえ」は、各観光資源を有機的に結ぶハブ機能を有する施設とし、本町の魅力を広く発信できる機能や特産品の販売PRなど、観光拠点として活用していく。

また、「福島いこいの村なみえ」については、視察や研修などの新たな交流人口の滞在拠点としてさらなる機能向上を果たしていくことが必要であり、需要を確認しつつ被災した本館客室等の修繕を行う。

さらに、本町が多くの人々が訪れる観光の町となるためには、施設整備等ハード面にとどまらず、町内の震災遺構や観光資源等の各点の連携に加え、本町に隣接する

震災復興関連施設とのアクセスや交通手段を確保するなどの線的・面的な連携の取組も必要なことから、関係団体と連携し協働による事業展開を進める「観光協会」などの組織構築を進めていく。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ● 農業	カントリーエレベーター整備事業 ● 苅宿地区 ● 棚塩地区	浪江町	
		育苗施設整備事業	浪江町	
		復興牧場整備事業	浪江町	
	● 林業	木材製造拠点整備事業	浪江町	
	● 水産業	さけふ化施設整備事業	浪江町	
	(4) 地場産業の振興	陶芸の杜おおぼり機能回復事業	浪江町	
	(5) 企業誘致	南産業団地整備事業	浪江町	
		北産業団地整備事業	浪江町	
		棚塩産業団地整備事業	浪江町	
		棚塩RE100団地整備事業	浪江町	
	(9) 観光又はレクリエーション	復興海浜緑地整備事業	浪江町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 第1次産業	地域農業活動推進事業 ● 立ち上がる営農への支援 ● 歩みだす営農への支援	浪江町	
		担い手確保事業 ● 農業法人参入支援 ● 新規就農者確保 ● スマート農業導入支援	浪江町	
		水産振興事業 ● 水産物PR活動 ● 水産物モニタリング調査	浪江町	
	● 商工・6次産業化	商工振興事業	浪江町	
● 観光	観光事業 ● ブランドイメージ回復支援事業	浪江町		

		復興情報発信PR事業 ●観光プロモーション強化	浪江町	
	●企業誘致	企業誘致促進事業	浪江町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

持続的発展施策区分	業 種	計画期間	備考
浪江町全域	製造業、農林水産物等 販売業、旅館業、情報 サービス業等	令和3年4月1日 } 令和8年3月31日	

イ 当業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

浪江町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(1) 現況と問題点

ア インターネット・携帯電話

本町のブロードバンド環境については、平成23年2月から町内全域で都市部と変わらないサービスを受けられる情報通信基盤が確立されていたが、同年3月に発生した東日本大震災及び原発事故に伴う避難区域指定により、町内全域で十分にメンテナンスできない状況になった。一部地域の避難指示解除後の現在は、帰還困難区域や津波により流出した地域等を除き復旧を完了したが、今後も未復旧地域について整備を継続していく必要がある。

携帯電話については、市街地を中心に通信事業者が参入してサービスを提供している。山間地域には不感エリア（不通話エリア）が残っているため、主要道路沿線を中心に、国等の補助事業の活用による整備促進や通信事業者の自主整備により通話エリアの拡大を図っている。

しかし、帰還困難区域を中心に整備ができない地域が広くあり、今後も不感エリア（不通話エリア）の解消策を講じていく必要がある。

イ 防災行政無線

防災行政無線網は、東日本大震災で甚大な被害を受けたが、平成26年度までに復旧が完了し、令和元年度には完全デジタル化を実現した。また、戸別受信機を町内居住者に貸与している。

町民の安全確保のため、設備の運用及び維持管理は適切に行う必要がある。

(2) その対策

ア インターネット・携帯電話

ブロードバンド環境の災害復旧が未完了の地域については、引き続き国の補助事業等を活用して積極的に整備促進を図る。また、平成29年度より帰還町民のブロードバンド環境の利用促進を図るため町独自の補助金制度を創設し、町民間の情報格差を是正する事業を展開しており、今後も継続していく。

携帯電話の通話エリアの拡大については、引き続き国等の補助事業の活用を図るとともに、携帯電話通信事業者への要望活動を積極的に行う。

また、帰還困難区域については、当該区域への立入り者等の安全確保の観点から

国等関係機関との協議を行い、整備促進に努める。

イ 防災行政無線

今後とも適切な設備の運用及び維持管理に努めるとともに、災害時の効果的な活用方法を研究する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ● その他	携帯電話等エリア整備支援事業	浪江町	

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

(ア) 国県道

本町には高規格道路1路線（常磐自動車道）、国道4路線、主要地方道5路線、一般県道8路線がある。国道6号は首都圏と仙台方面へのアクセス、国道114号は中通り方面を結ぶ重要路線である。

国道6号と114号の道交差部には、令和3年3月に「道の駅なみえ」がグランドオープンし、交流・情報発信の拠点となっている。国道114号は山間部において一部狭隘な区間があり、県によりふくしま復興道路として柵平工区の改良が進められている。また、東日本大震災以降に全線開通した常磐自動車道は交通の利便性向上だけでなく、復興を加速化させる一翼を担っている。

一方で、復興工事等により、多数の大型車両が町内主要道路を往来し、その交通量の増大から舗装の損傷が発生している箇所も散見される。随時補修は行っているものの、交通量の減少はまだ先になることから、補修の繰り返しという状況が続いている。

(イ) 町道

町道については、国県道と連結するように網羅されており、町民のための生活道路として極めて重要である。令和3年3月末時点で、1,196路線、延長560.4kmとなっている。

東日本大震災の影響による損傷は大小様々であるが、補修については、帰還した町民の要望や生活環境を良好にする観点から、随時改良・補修工事を行っているほか、震災後新たに整備された公営住宅や産業団地へのアクセス路線の整備に取り組んでいる。

また、イノシシにより道路法面部がえぐられ、その土が側溝に入り詰まらせてしまう場合には、それら箇所の補修や土の除去を随時行っている。

今後も復興状況に合わせた町道の整備・管理を効率的・効果的に進めていく必要がある。

(ウ) 橋梁

本町には令和2年度末現在302橋の橋梁がある。平成25年6月の道路法改正を受けて策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5年に1回の安全性・耐久性診断等点検調査を行っている。その結果、損傷等を確認した橋梁が多数存在している。

本町には橋梁が多いため、定期点検調査に多額の費用が必要であると同時に、維持・修繕についても多額の補修設計費・工事費が必要となり、財政圧迫の要因となっている。

イ 交通確保対策

本町では、高齢者が多く、独居高齢者や運転免許返納者等交通弱者に配慮した交通手段の確保が課題となっている。

本町の公共交通の現状は、鉄道、デマンド交通、路線バス、定時路線型生活支援バス、スクールバス及びタクシーによって構成されている。

このうち、デマンド交通、定時路線型生活支援バス及びスクールバスは、町民の帰還促進のため、国の交付金を活用して町が運行を行っているが、今後は交付金終了を見据えて、新たな公共交通体系や受益者負担等、事業のあり方について検討が必要である。

(2) その対策

ア 道路の整備

(ア) 国県道

復興を推進させるべくふくしま復興再生道路の国道114号や県道広野小高線等の整備を、整備の主体となる県と連携しながら推進する。

(イ) 町道

町道については、パトロールを定期的実施するなど道路管理を強化し、損傷の防止や軽減に努めていく。

特に、幹線道路や帰還町民が多く利用する路線については、管理を徹底し、損傷の際は早急に補修を行うとともに、損傷の激しい路線の道路、側溝等の改良整備を計画的に進めていく。

また、現在整備を進めている公営住宅や産業団地へのアクセス路線の整備を進めることで、町民の帰還促進に取り組む。

(ウ) 橋梁

橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検調査を行い、損傷の度合いや健全

性の観点から緊急性の高い橋梁を中心に、橋の長さ、設置場所、建設年次などの影響を考慮して優先順位を定め、適切に補修修繕を行うとともに、今後とも国に橋梁の補修修繕等に対する交付金の補助率の引上げを求めていく。

イ 交通確保対策

平成30年3月に策定された「福島県避難地域広域公共交通網形成計画」を基本に、本町を含めた避難地域における通院、通学、買い物等の日常生活の移動手手段の確保や、避難先からの往来、福島イノベーション・コースト構想をはじめとする復興拠点までの来訪者の移動手手段確保等、避難12市町村の拠点間を広域的に連携しながら新たなコミュニティの形成と再生を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指していく。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 ● 道路	請戸漁港小高瀬迫線整備事業 L=2.81km W=11.0	浪江町	
		大平山来福寺東線整備事業 L=0.88km W=9.75	浪江町	
		一里檀大町線整備事業 L=1.45km W=9.75	浪江町	
		室原小丸北沢線整備事業	浪江町	
	● 橋りょう	橋梁補修事業 ● 小塚橋 ● 慶応橋 ● 城西橋 ● 谷津田橋 ● 天神湊橋 ● 下酒井橋 ● 檜林橋 ● 仲禅寺橋 ● 昼曾根橋 ● 101-1号橋 ● 4108-1号橋 ● 5084-1号橋 ● 6085-1号橋 ● 6122-1号橋	浪江町	
	橋梁法定定期点検事業	浪江町		

(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 ● 公共交通	デマンド交通運行事業	浪江町	
	生活支援バス運行事業	浪江町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浪江町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の水道事業は、昭和34年3月に計画給水人口12,000人、計画1日最大給水量2,160m³/日の創設認可を取得し、昭和38年4月に給水を開始した。

その後、水需要の増加に対応するために3回の拡張事業を行い、平成3年には第4次拡張事業として、井戸の新設や浄水方法の追加などの認可を取得し、安全で安定した水道水の供給に努めてきた。

現在は、東日本大震災及び原発事故による町民の避難が続き、帰還町民が少ないため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難であり、減収分を損害賠償で補填しているなど、経営環境が大変厳しい状況にある。また、水道施設の老朽化対策、耐震化への対応を含めて、施設の更新を計画的に検討していく必要がある。

イ 生活排水処理施設

(ア) 下水道

昭和51年に整備が始まった公共下水道は東日本大震災により、下水道管渠や浪江浄化センター等の施設が被災したものの、一部地域の避難指示解除時期に合わせて施設を復旧し、運用を開始するとともに、新たに被害が確認された管渠の復旧工事を順次実施している。

帰還町民が少ないため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難で、減収分を損害賠償で補填しているなど経営環境が大変厳しい状況にある。

事業を継続的に維持していくためには、今後耐用年数を迎える施設の改築更新を現状に即して効率的に実施することが必要である。

(イ) 農業集落排水施設

平成5年に整備が始まった農業集落排水施設は東日本大震災により、排水管や高瀬浄化センター等の施設が被災したものの、一部地域の避難指示解除時期に合わせて施設を復旧し、運用を開始した。

帰還町民が少ないため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難で、減収分を損害賠償で補填しているなど経営環境が大変厳しい状況にある。

また、処理施設の老朽化が進んでいることから、より効率的な事業運営につい

て検討し、今後は同じく汚水処理事業を行う公共下水道へ接続することで合理化を図ることとしている。

(ウ) 合併処理浄化槽

公共下水道施設、農業集落排水施設整備計画区域外の地区では、河川や家庭の衛生環境の向上のため、合併処理浄化槽の整備費用を設置者に補助することにより普及促進に努めている。

しかし、依然として単独浄化槽及び汲み取り槽の家庭も多いため、さらに合併処理浄化槽の普及啓発に努めていく必要がある。

ウ ごみ処理・し尿処理

本町のごみについては粗大ごみを除く4種12品目の分別によりごみ集積所等から収集され、また、し尿については各戸から回収され、いずれも双葉郡内8町村で構成する双葉地方広域市町村圏組合において処理されている。

物の大量消費による大量廃棄が大きな課題となっており、ごみの減量化と3R（発生抑制・再使用・再生利用）運動を推進し、循環型社会の形成を目指す必要がある。

エ 消防施設

本町の消防施設については、町内全域に消防屯所、車庫が32屯所、2車庫あったが、そのうち4屯所が津波により流出し、11屯所、1車庫が帰還困難区域にある。残り17屯所、1車庫が運用可能な状況であり、そのすべてに消防ポンプ自動車又は可搬式消防ポンプ積載車を配備している。消防ポンプ車等については、消防力の低下を招かないよう、順次更新をしている。一部老朽化している消防屯所についても、状況に応じて改修を行っている。

消防団の活動は、町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために不可欠なものであるとともに、その果たす役割は、消火活動や災害対応のみならず、地域の防犯にも大きく寄与している。

しかし、東日本大震災及び原発事故による全町避難があり、一部地域の避難指示解除後においても帰還町民が少ない中で、これまでと同様の団員数を確保することが非常に困難な状況になっている。消防力を維持するため、少ない人数で大きな効果が発揮できる組織体制づくりが大きな課題となっている。

オ 住宅

東日本大震災以降に建設した災害公営住宅、福島再生賃貸住宅及び震災時未使用

であった町営住宅（合計201戸）については、平成29年度から入居を開始し、令和2年度末の入居数は186戸（入居率93%）となっている。

一方で、町内の個人住宅は、東日本大震災の被害により多くが解体されている状況にある。さらに町内の民間賃貸住宅については、復興や廃炉関係の事業者の入居希望が多く、個人での賃借は困難な状況になっている。

今後、町に帰還を希望する町民が増加することが想定されることから、住宅の確保が課題となっている。

カ 空き家対策

東日本大震災で被害を受けた多くの個人住宅が解体されており、加えて原発事故による避難の長期化に伴って、町外で生活再建する町民も多く、空き家が増加している。

空き家は防犯、衛生、景観等の面で悪影響があるだけでなく、有害鳥獣の棲み処にもなる。

通常時において、空き家を把握する際に重要な役割を果たす地域コミュニティは分断されており、空き家の実態把握については非常に困難な状況である。

(2) その対策

ア 水道施設

本町の水道施設は老朽化が進んでおり、今後耐震化に対応した更新費用が多額となることから、施設の長寿命化に配慮した計画的な整備により費用節減に努める。

また、施設統合の検討を行うとともに、国の補助事業等の活用により財源確保を図り、水道経営の健全化に努める。

さらに、原発事故に伴う水道料金の減収分は、東京電力ホールディングス(株)から賠償金として今後も受け取るべきものであり、国等への要望も継続していく。

イ 生活排水処理施設

(ア) 下水道

本町の人口推計や一部地域の避難指示解除後の帰還町民の状況等を踏まえ、下水道事業の現状に合った施設の老朽化、耐震化対策等効果的な整備を計画的に実施する。

さらに、原発事故に伴う下水道使用料の減収分は、東京電力ホールディングス(株)から賠償金として今後も受け取るべきものであり、国等への要望も継続していく。

(イ) 農業集落排水施設

町の汚水処理事業の効率化を図るため、公共下水道事業の事業統合に向け、農業集落排水事業の事業廃止の手続きを進めるとともに、現有施設の有効活用を図りながら公共下水道施設に接続をするための施設整備を進めていく。

(ウ) 合併処理浄化槽

単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進するための設置補助事業を実施するなど、啓発活動を引き続き実施する。

また、浄化槽の点検を含む維持管理が適正に実施されるよう指導に努めていく。

ウ ごみ処理・し尿処理

ごみ減量化促進のため、生ごみ処理機の購入助成を引き続き実施するとともに、古紙類を再利用するようリサイクルハウスへの搬出を促進する。

また、3R運動については引き続き広報等により啓発していく。

エ 消防施設

消防施設の更新整備については、帰還町民の状況を見極めながら、本町にとって適正かつ持続可能な消防組織体制を検討したうえで、老朽化が著しい屯所や更新時期の消防車両等について、適宜改修、更新を行う。

オ 住宅

令和3年度に特定復興再生拠点津島拠点において、公営住宅の整備に着手しており、令和5年度の入居開始を目指している。

新たな町営住宅の建設については、今後の住宅事情を含めて慎重な検討を行う。

当面は、平成28年11月に創設した空き家・空き地バンクの充実と不動産業者との連携等により、町民をはじめ若者・子育て世帯の定住及びU・J・Iターン希望者の移住を促進する。

カ 空き家対策

現在実施している空き家・空き地バンクは、全国版空き家・空き地バンクと連携するなどして、利用率の向上を図る。

また、令和2年度から令和3年度にかけて避難指示解除区域での水道の開栓状況や現地調査による実態調査を行い、空き家台帳を整備するとともに、空き家等対策計画を策定し空き家対策を推進する。

有害鳥獣については、住宅地周辺、河川、農地などにおいて生息環境管理や被害

防除などの総合的な対策を継続する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 ● 公共下水道	公共下水道整備事業 ● 高瀬処理区	浪江町	
	(5) 消防施設	地区防災拠点整備事業 ● 室原地区	浪江町	
		防災コミュニティセンター整備事業 ● 浪江地区 ● 幾世橋地区 ● 苅野地区	浪江町	
		消防屯所改修事業 ● 下津島	浪江町	
		消防設備等整備事業 ● 消防団車両等整備・修繕 ● 設備等整備・修繕	浪江町	
	(6) 公営住宅	津島地区公営住宅整備事業	浪江町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 ● 環境	合併処理浄化槽設置整備事業	浪江町	
	● 生活	住宅支援事業 ● 空き家・空き地バンク ● 空き家等実態調査 ● 木造住宅耐震化支援 ● 町内住宅再建支援 ● 住宅清掃補助 ● 住宅鳥獣被害対策 ● 住宅用太陽光発電補助	浪江町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浪江町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7

子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの健やかな心身の発達を助長するため、安心して遊び、学べる教育環境を整える必要がある。そのため、本町では、平成30年4月に就学前の教育・保育一体型の浪江にじいろこども園を町内に開園した。現在、こども園の定員がひっ迫している状況であり、今後も園児数の増加が見込まれることから建屋の増築が必要である。本町では、子育て世代が安心して帰町できる環境を整えるため、子どもたちが安全に運動できる場所として、介護関連施設、復興まちづくり支援施設及び屋外運動公園に、遊具やボルダリングコーナー等を備えた屋内遊び場を併設した複合施設の整備を進めている。

イ 高齢者福祉

本町の高齢化率は令和2年10月1日現在36.4%となり、前年比1.4ポイント増加している。今後も、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢化率の上昇が見込まれる。また、避難生活の長期化に伴い、独居高齢者、高齢者のみの世帯、家族と暮らしていても日中は独居になる高齢者が増加している。

避難生活は、住み慣れた自宅を離れ、これまでの日常生活環境の大きな変化を強いることから、閉じこもりや運動不足による身体、認知機能の低下を引き起こし、要介護予備軍や要介護の状態に進行する高齢者が多くいる。このため、心身機能の低下予防、心のケア、うつ予防などの介護予防や見守りなどの取組がより重要なものとなっている。

要介護（要支援）者認定率は、令和元年10月31日時点で27.4%であり、福島県の平均19.3%を上回る。デイサービスなど介護保険サービス利用者は、令和2年10月1日現在1,278人となり、前年比60人増加している。

介護保険サービスの利用者が増加する中で、現在、休止している町内の介護保険サービス提供事業所の早期再開や介護サービス基盤の新規整備が求められている。開設にあたっては、介護職員の確保、財政支援等について事業所と連携しながら取

り組んでいく必要がある。

介護保険事業は、要支援・要介護認定者の増加により、町が負担する介護保険費用は年々増加している。これまで介護給付準備基金を取り崩して事業運営しているが、介護保険財政は厳しい状況になっている。

ウ 障害者福祉

障害のある人やその家族・介助者等が、身近な地域で気軽に悩み・不安を相談できるとともに、支援サービス制度を理解し、適切に利用できることが自立した生活への第一歩である。そのため、本町では障害のある人の相談窓口を明確にし、相談しやすい体制を整えている。

近年は支援サービス制度が変わるとともに、障害のある人と家族の高齢化が進み、利用者にとって支援サービス制度が分かりにくい面がみられる。今後さらに相談内容が複雑化することが想定されることから、相談体制等のさらなる拡充は重要な課題である。

また、障害によって必要な支援サービス制度も異なることから、利用者各々にあった支援の体系づくりを進めることが重要になってきている。

エ 地域福祉

少子・高齢化の進行、核家族化、女性の社会進出など社会情勢が変化している中で、福祉の概念は幅広くなり、そのニーズは多様化・増大化している。そのため、すべての町民が生涯にわたり、地域社会の中で安心して生活できる質の高い社会を形成していくためには、地域や家庭が有している従来からの扶助機能に加えて、ボランティアなどの新しい福祉コミュニティの担い手の育成・活用が重要となっている。

オ 保健

平成31年4月に、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「浪江町健康づくり総合計画」を策定した。町民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することを目的に、「生活習慣病の発症及び重症化予防」、「生涯を通じた健康づくり」、「健やかな生活習慣を身につける食育の推進」及び「自殺対策の推進」の取組を行っている。

東日本大震災及び原発事故以降、長期化している避難生活や生活環境の変化から、生活習慣病になる人、体を動かす機会が減り体重が増える人、要介護者・要支援者等が増加傾向にある。また、避難が長期化する中で今後心を病む人が増える恐

れがある。子供に関しては、むし歯保有率が高い傾向にあり、甘味飲食物を毎日摂取している等むし歯になりやすい生活習慣を送る人が多い状況にある。

このような状況を踏まえ、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発を図り、また、行政も一体となって町民の健康づくりを支援していく必要がある。

(2) その対策

ア 児童福祉

浪江にじいろこども園においては、さらに質の高い教育・保育や子育て支援を提供するため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上の支援に努める。

子どもの遊び場等を備えた複合施設の整備については、子どもたちがストレスなく安心して、元気に楽しく遊ぶことができると同時に、帰還していない家族が気軽に町を訪れ、子どもたち同士で遊ぶことができる憩いの場として活用されることにより帰還を促す効果が期待される。現在、こども園の定員がひっ迫してきていることから、建屋の増築により受入体制を強化する。

イ 高齢者福祉

避難生活や不活発な生活が長期化する中、介護予防の取組はさらに重要なものとなっている。そのため、地域の交流活動、学習活動をはじめ、高齢者が自分の想いを話せると同時に、仲間や地域の人とふれあい、集まれる「場と機会」を創出するとともに、参加しやすくするための取組に努める。さらに、高齢者の元気につながるような自立支援・重度化防止を目指した介護予防の取組を継続して推進する。

また、地域包括支援センターを中心に、地域の様々な社会資源（機関、人、団体、場所等）が連携して高齢者を地域で支える地域包括ケア体制の推進を図り、生活支援体制の整備、相談・情報提供の推進、高齢者の権利擁護支援及び認知症高齢者対策に取り組むとともに、被災高齢者の生活の変化による不安や不活発等をできる限り軽減するため、避難先自治体と連携して支援を行っていく。

さらに、介護が必要な状態であっても、高齢者が家族とともに地域で安心して暮らせる支援体制や、介護サービス基盤を確保するため、町内に介護関連施設を整備する。

介護保険サービスによる安心の体制づくりのためには、介護保険制度を持続していくことが重要であり、そのため、介護給付や要介護認定など介護保険事業の適正な運用により、介護保険サービスの充実と介護保険財政の健全化を目指していく。

ウ 障害者福祉

障害のある人が抱える生活課題が複雑・多様化している中、自立と社会参加を支えるため、障害者福祉サービスの提供事業者や相談支援事業者等との連携を深めながら、身近で専門的なあらゆる障害の種別や年齢に対応可能な相談窓口機能、ケアプラン作成等のケアマネジメント機能、保健・医療・福祉・教育・就労等全般にわたるサービス調整機能、専門機関への紹介機能等を総合的に兼ね備えた相談体制の充実を図る。

また、地域の障害者福祉サービスに関する中核的な役割を果たすため、双葉地方地域自立支援協議会を設置して、保健・医療・福祉・教育・就労等の地域の関係機関によるネットワークを構築しているが、今後も、多様な課題や困難な事例等に速やかに対応できるよう、この協議会を通じて関係機関とのさらなる連携強化を図り、意見交換や情報交換の場を継続して確保する。

エ 地域福祉

本町では、福祉コミュニティの重要な担い手である社会福祉協議会への支援を通して、地域福祉活動の新しい担い手として期待されるボランティア団体やNPOの育成・支援を行うとともに、地域コミュニティの核となる地域福祉センター等の整備に努める。

オ 保健

(ア) 生活習慣病の発症及び重症化予防

特定健診及び各種がん検診の受診率向上のための受診勧奨や、糖尿病性腎症重症化予防のための訪問指導等を行い、生活習慣病の発症及び重症化予防のための事業や環境づくりを推進する。

(イ) 生涯を通じた健康づくり

町内及び県内避難先各地でダンベル体操を中心に行う「ロコモはなまる教室」の開催、食事や運動を中心とした「健康お役立てセミナー」の開催等により、体を動かすことや、喫煙、飲酒等による生活習慣病を改善する取組を推進する。

(ウ) 健やかな生活習慣を身につける食育の推進

乳幼児健康相談やむし歯予防教室、おやつ教室等を開催し、子どもの頃から望ましい食習慣を身につけ、心身の健康づくりと豊かな人間性を育むための支援を行う。

(エ) 自殺対策の推進

地域におけるネットワークの強化や、自殺対策を支える人材であるゲートキーパーの育成、自殺対策の啓発チラシの配布等を行い、町全体でともに支え合う取組を推進する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	浪江にじいろこども園増築事業	浪江町	
	(3) 高齢者福祉施設 ● その他	地域公共施設整備事業 ● 地域密着型通所介護施設 ● 貸事務所	浪江町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 児童福祉	子育て支援事業 ● ブックスタートパック配布 ● 育児パッケージ配布 ● 保育料助成	浪江町	
	● 高齢者・障害者福祉	老人福祉事業 ● 老人クラブ活動等社会活動促進	浪江町	
	● 健康づくり	母子保健事業 ● 母子個別相談 ● 乳幼児健康相談 ● 食育教室 ● 子育てサロン	浪江町	
		保健事業 ● 各種健(検)診 ● 重症化予防 ● 健康教育	浪江町	
(9) その他	屋内遊び場整備事業	浪江町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浪江町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

(1) 現況と問題点

本町には、原発事故以前に民間の医療機関が病院1か所、診療所13か所、歯科診療所8か所あった。令和2年度末現在は、町営の国民健康保険浪江診療所と民間の歯科診療所2か所の計3か所のみであり、町内にあった民間の医療機関は、避難先での開業や、医師の避難先医療機関への勤務、医師自身の高齢化等により、本町での再開は困難な状況にある。

また、町営の診療所は、現在、常勤医師1名と応援医師5名で運営しているが、医師個人との委託契約であり、安定的な医師確保となっていない。安定的な医師確保を目指し、医師募集を随時行っているが、応募者は皆無である。

しかも、本町が属する双葉郡も原発事故以前80か所の医療機関があったが、令和2年度末現在で再開した医療機関は27か所にすぎず、双葉郡内医療機関との連携も困難であり、本町の医療供給の維持・継続は、非常に厳しい状況にある。

(2) その対策

本町の医療供給の維持・継続のためには、安定的な医師と医療従事者の確保が必要であり、現行の医師個人との委託契約に頼らず、医療法人等を指定管理者とするなどの方法を検討する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 ● その他	浪江診療所運営事業	浪江町	

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

学校施設については、平成30年4月になみえ創成小学校・中学校（旧浪江東中学校を改修）が開校した。現在、プールについては、隣接自治体のプールを借用し教育活動を行っており、長期的には児童生徒の居住状況等から町内にプールが必要と判断された場合に整備を行う方針である。

教育機器については、なみえ創成小学校・中学校にパソコン、プロジェクタ等のICT（情報通信技術）機器を平成29年度に整備・設置した。

現在、国が推進する「GIGAスクール構想」により、教育現場では先端技術の効果的な活用が求められているため、先進的な学習環境の充実に取り組む。教職員等については、学級数に基づく教員配置以外に、復興加配等による配置や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、外国人語学指導助手といった様々な人材を配置しているが、今後国等の事業及び財源が活用できない場合を想定して、適正な人材の配置と経費圧縮の検討を行う必要がある。

児童生徒等の通学支援については、原発事故以前は地区ごとに学区を設けていたが、なみえ創成小学校・中学校は、町内で唯一校のため、町内全域を学区として登下校時にスクールバスを運行している。運転手確保が難しいため民間事業者に運行委託をしているが、経費負担が大きいため、運転手の確保に努めながら経費圧縮を行う必要がある。

給食調理場の運営についても、調理員確保が難しいため民間事業者に調理委託をしているが、経費負担が大きいため、調理員の確保に努めながら経費圧縮を行う必要がある。

イ 生涯学習・社会教育

東日本大震災及び原発事故を経て、少子高齢化がより顕著となった中、従来の地区住民同士のつながりを保ち、また町内への帰還・居住をしている地域住民の交流を図っていくためには、生涯学習及び生涯スポーツの推進がますます重要となっている。

しかし、生涯学習の分野において本町の中核を担っていたふれあいセンターなみ

え（公民館・図書館等の複合施設）が震災によって半壊した。このため、ふれあいセンターなみえが担っていた機能については、隣接するコスモス保育園を改修し、各種イベントや展示・余暇活動等の地域交流の拠点施設（復興まちづくり支援施設）とすることに決定し、令和4年度の完成に向けて整備を進めている。

生涯スポーツの分野においては、屋内体育施設の地域スポーツセンターを管理運営している。その一方で、東日本大震災により被災した屋外運動施設については、維持管理及び利用見込みの観点から、全施設の復旧は保留とし、ふれあいセンターなみえ運動公園グラウンド及び高瀬球場を令和5年度の供用開始に向けて改修を進めている。

(2) その対策

ア 学校教育

教育機器については、財源確保を図りながら新学習指導要領に即した必要なソフトウェア等ICT（情報通信技術）環境の充実を図る。

教職員等については、適切な配置の継続を要望するとともに、今後、復興支援に係る事業の活用や財源の確保が困難になることを想定してその対策を検討する。

児童生徒等の通学支援や給食調理場の運営については、直接雇用による経費節減を目指して、引き続きスクールバス運転手や調理員の確保に努めていく。

地域のコミュニティ再生については、学校跡地などに地域の住民が集まることが出来る集会広場の整備を検討する。

イ 生涯学習・社会教育

生涯学習の分野においては、現在計画を進めている復興まちづくり支援施設について利用者が活用しやすく、かつ将来的な管理コストをできるだけ低減した形での整備を目指す。

生涯スポーツの分野においては、地域スポーツセンターの適切な運営に努めるとともに、スポーツ関係団体への支援を行い、町民がスポーツを通じ心身ともに健康な生活ができる環境づくりに取り組んでいく。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 ● 公民館	復興まちづくり支援施設整備事業 ● 町民の余暇活動や交流の場整備	浪江町	
	● 集会施設	地域交流広場整備事業	浪江町	
	● 体育施設	ふれあいセンターなみえ運動公園復旧事業	浪江町	
		高瀬球場復旧事業	浪江町	
	● 図書館	復興まちづくり支援施設整備事業 ● 図書コーナー整備	浪江町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 義務教育	外国青年招致事業	浪江町	
		スクールソーシャルワーカー派遣事業	浪江町	
		地域学校協働本部事業 ● 地域コーディネーター配置 ● 放課後子どもクラブ運営	浪江町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浪江町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(1) 現況と問題点

平成29年3月に本町の一部地域の避難指示が解除されたが、令和3年4月1日現在で町内居住者は1,628人であり、多くの町民が県内外で長期の避難生活を強いられている。

こうした状況下で従前の地域コミュニティは崩壊しており、行政区域で行われていた地域情報の共有や伝統文化の継承活動など、従前の自治活動が困難になっている。

本町では、地域コミュニティの再生のため、町内に地域づくり支援専門員を配置して、帰還町民主体による自治活動の支援や町外避難町民との交流の場の創出等に努めている。

また、町民の集いの場を確保するため、行政区が町内に有する集会所の整備等の費用に対して補助制度を設けている。

今後も人口の回復は緩やかな進行に留まり、地域コミュニティの維持や住民自治活動の困難な状況は続くものと想定され、集落の再構築には長期的な努力が必要となっている。

(2) その対策

町民の自発的なコミュニティ活動や地域の活性化、地域課題の解決等に向けて自らが立案し、実践する体制を構築するため、今後とも地域づくり支援専門員を町内に配置し支援するとともに、行政区の集会所整備等に対する補助金を継続することにより、集落としての自治能力の再生を図る。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展別事業 ● 集落整備	自治振興事業 ● 町内コミュニティ再生支援 ● 地区集会所施設修築等事業費補助	浪江町	
	(3) その他	つしま活性化センター改修事業	浪江町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浪江町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、指定文化財をはじめ各地区で継承されてきた民俗芸能など貴重な文化財が数多く存在している。一方で、原発事故により町民が全国に避難し、文化財の管理や継承が困難な状況が続いている。

また、町内においては、個人住宅・公共施設の解体や復興関連事業が急増しており、それに先立つ埋蔵文化財や地域資料の調査と保護が喫緊の課題となっている。

さらに、東日本大震災及び原発事故により、多くの生命と財産を奪われた本町において、地震・津波による脅威や原発事故による災害の記憶と教訓を風化させることなく伝承し、後世の人々の防災・減災の意識向上につなげることが重要である。

(2) その対策

文化財を後世に受け継いでいくため、個人住宅等の建て替えや町民の生活環境を整備していくための復興関連事業については、解体や開発に先立ち埋蔵文化財の調査・保護などを適切に継続していく。

有形文化財については、東日本大震災による被害の修繕への支援や調査・保全等に努める。無形文化財については、用具類の一時保管を継続するとともに、用具類の新調・修理や活動への支援を継続していく。

文化財保護等の業務が急増しているため、限りある人員の中で、優先順位をつけ実効性を高めながら進めていく。

さらに、東日本大震災及び原発事故の教訓を後世の人々に伝承するため、数ある震災遺構の中で、地震・津波被害に加え原発事故災害の教訓を伝えることができる数少ない場所である請戸小学校を震災遺構として保存・活用するなどの取組を進めていく。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 地域文化振興	文化財保護事業 ● 埋蔵文化財試掘調査 ● 記念物保護 ● 文化財修復補助 ● 郷土芸能継承活動補助	浪江町	

12 再生可能エネルギー利用の推進

(1) 現況と問題点

本町は、再生可能エネルギーの活用や関連産業の育成に努め、魅力的かつ持続可能なまちづくりを目指すことを目的として平成30年3月に「浪江町再生可能エネルギー推進計画」を策定した。

「再生可能エネルギーをつくる」、「再生可能エネルギーをつかう」、「まちづくりへつなげる」及び「将来へつなげる」という4つの基本方針に基づき、施策の展開を図っている。

令和2年3月に、町は国が推進する2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言した。ゼロカーボンシティの実現のためには町が一つになって再生可能エネルギーや資源の効率的利用に積極的に取り組む必要がある。

また、同年同月には、再生可能エネルギーを利用した世界最大級の水素製造施設である「福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）」が開所した。なみえ水素タウン構想により、「水素社会実現の先駆けとなるまちづくり」を産学金官民連携で推進する。

(2) その対策

「浪江町再生可能エネルギー推進計画」の、4つの基本方針を踏まえ、「再生可能エネルギーに関する積極的な情報配信」、「再生可能エネルギー導入に関する積極的な措置」、「再生可能エネルギー経済価値の地域還元・循環の仕組みの構築」、「再生可能エネルギーによる持続的なまちづくりの実現」及び「再生可能エネルギー導入拡大のための基盤の整備」という5つの具体施策を定めた。

これらの実施により、町民や事業者向けの太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入量の拡大に取り組むほか、事業運営に必要なエネルギーを再生可能エネルギー・水素エネルギーで賄う（仮称）棚塩RE100団地地の整備構想を進め、効率的なエネルギーの自給自足の町を目指す。

また、公共施設のZEB化工事などを通じた省エネや、立地企業との連携によるカーボンニュートラルに向けた蓄電池関連産業の集積、低炭素素材・資材などの研究開発・実用化等を推進する。あわせて、3R（発生抑制・再使用・再生利用）運動を

通した廃棄物の削減・リサイクルの推進による循環型社会の促進に取り組む。これらの取組をまとめた計画を策定し、町民や事業者も含めた町全体としての体制構築により、「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組む。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	本庁舎Z E B化改修事業	浪江町	
		道の駅スマートコミュニティ設備整備事業	浪江町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ●再生可能エネルギー利用	スマートコミュニティ事業 ●コミュニティカーシェア ●エネルギーマネジメント拠点運営	浪江町	
		ゼロカーボン推進事業 ●再エネ・新エネアドバイザー会議運営 ●再エネ・新エネ実証	浪江町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浪江町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

〔再掲〕 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 移住・定住	定住・推進事業 ● 移住定住情報発信 ● お試し宿泊助成 ● Fターン移住支援 ● 移住者住宅取得支援 ● 移住者向け住宅支援	浪江町	
	● 地域間交流	復興情報発信PR事業 ● 町の復興状況・魅力発信	浪江町	
	● 人材育成	課題解決型地域活動支援事業 ● 地域サポーター運営 ● 地域おこし協力隊活動支援 ● 地域おこし企業人提案事業支援	浪江町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 第1次産業	地域農業活動推進事業 ● 立ち上がる営農への支援 ● 歩みだす営農への支援	浪江町	
		担い手確保事業 ● 農業法人参入支援 ● 新規就農者確保 ● スマート農業導入支援	浪江町	
	● 商工・6次産業化	商工振興事業	浪江町	
	● 観光	観光事業 ● ブランドイメージ回復支援	浪江町	
		復興情報発信PR事業 ● 観光プロモーション強化	浪江町	
	● 企業誘致	企業誘致促進事業	浪江町	
3 地域における情報化	(11) 過疎地域持続的発展特別事業	携帯電話エリア整備支援事業	浪江町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 公共交通	デマンド交通運行事業	浪江町	
		生活支援バス運行事業	浪江町	

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 環境	合併浄化処理槽設置整備事業	浪江町	
	● 生活	住宅支援事業 ● 空き家・空き地バンク ● 空き家等実態調査 ● 木造住宅耐震化支援 ● 町内住宅再建支援 ● 住宅清掃補助 ● 住宅鳥獣被害対策 ● 住宅用太陽光発電補助	浪江町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 ● 児童福祉	子育て支援事業 ● ブックスタートパック配布 ● 育児パッケージ配布 ● 保育料助成	浪江町	
	● 高齢者・障害者福祉	老人福祉事業 ● 老人クラブ活動等社会活動促進	浪江町	
	● 健康づくり	母子保健事業 ● 母子個別相談 ● 乳幼児健康相談 ● 食育教室 ● 子育てサロン	浪江町	
		保健事業 ● 各種健(検)診 ● 重症化予防 ● 健康教育	浪江町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	浪江診療所運営事業	浪江町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	外国青年招致事業	浪江町	
		スクールソーシャルワーカー派遣事業	浪江町	
		地域学校協働本部事業 ● 地域コーディネーター配置 ● 放課後子どもクラブ運営	浪江町	

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ● 集落整備	自治振興事業 ● 町内コミュニティ再生支援 ● 地区集会施設修築等事業費補助	浪江町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	文化財保護事業 ● 埋蔵文化財試掘調査 ● 記念物保護 ● 文化財修復補助 ● 郷土芸能継承活動補助	浪江町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域自立的 発展特別事業 ● 再生可能エネルギー利用	スマートコミュニティ事業 ● コミュニティカーシェア ● エネルギーマネジメント拠点運営	浪江町	
		ゼロカーボン推進事業 ● 再エネ・新エネアドバイザー会議運営 ● 再エネ・新エネ実証	浪江町	